

事業種別	清川村
○起業創業支援 ○助成金	●商工資金中期貸付利子補給制度 毎年1月1日から12月31日までに支払った利子の合計金額の50%以内を補助 ●信用保証料助成制度
主管課	村づくり観光課
連絡先	046-288-3864
○その他独自の取組	●勤労者生活資金融資制度（限度額：300万円、利子：年利1.80%（教育費は1.70%）、返済期間：120ヵ月以内）、保証人：取扱金融機関の規定による
主管課	村づくり観光課
連絡先	046-288-3864
ウェブサイト	https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/sangyokanko/syoko/435.html https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/sangyokanko/kinrousyankatake/434.html

事業種別	清川村
○空き家バンク	【空き家バンク】 9軒 売家3 売地6 民間協力ー
主管課	村づくり観光課
連絡先	046-288-3864
○住宅取得補助	住宅取得奨励金 村内に住宅を取得し定住した方に奨励金を交付。 ①村内に住宅を取得 50万円 ②村内業者で施工（建築・改修）50万円 ③村外業者で施工（建築・改修）20万円 ④村内で転居 30万円 ⑤村外からの移住 50万円
主管課	村づくり観光課
連絡先	046-288-3864
○住宅リフォーム補助	●住宅リフォーム助成制度工事金額 ①5万円未満は対象外 ②5万円以上60万円未満の場合は1/2（上限10万円） ③60万円以上110万円未満の場合は一律15万円 ④110万円以上の場合 10万円＋{（工事金額－100万円）の2分の1} の額（上限20万円） ●空き家賃貸用住宅リフォーム補助金制度 リフォーム費用の1／2以内（上限50万円）
主管課	村づくり観光課
連絡先	046-288-3864
○その他独自の取組	●勤労者等住宅資金利子補給制度 融資の返済を開始した月から36か月以内で利子を補給（村づくり観光課） ●村営住宅の提供 （村づくり観光課） ●空き家解体費補助金制度施工業者を利用した補助対象工事に要する経費（消費税等を除く。）額の3分の1以内 ※千円未満切り捨て、上限100万円 ※要件有り （村づくり観光課） ●木造住宅耐震促進事業補助制度（総務課）
主管課	村づくり観光課
連絡先	046-288-3864

事業種別	清川村
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●結婚新生活支援：(1)夫婦29歳以下世帯60万円限度。(2)その他世帯30万円限度。 ●不育症治療費助成：30万円上限。 ●風しんの予防接種費用助成：(1)麻しん風しん混合ワクチン6,000円。(2)風しん単体ワクチン4,000円。
主管課	子育て健康福祉課
連絡先	046-288-3861
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●妊婦健康診査費用助成：妊婦健康診査費用を14回まで補助券+償還払いで助成（最大92,000円） ●多胎妊娠加算：5,000円×5回の補助券を追加発行 ●妊婦歯科健康診査：妊娠中一回の受診が無料 ●産婦健康診査実費補助：5,000円×2回の補助券を発行 ●新生児聴覚検査費用補助：上限10,000円 ●保健師による訪問（妊産婦、乳幼児） ●親子開放デイ（伴走型支援）：原則水・木午前中 年間通じて保育士が常駐しており、奇数月は専門職（保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・臨床心理士）との相談が可能。 ●乳幼児健診（集団）：法定以外の健診も希望により可能
主管課	子育て健康福祉課
連絡先	046-288-3861
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●小児インフルエンザ予防接種助成：予防接種を受けた方の費用のうち、1,000円を助成（対象者：0歳6ヵ月から18歳まで） ●小児医療費助成：通院、入院は高校卒業（18歳）まで医療費自己負担額が無料
主管課	子育て健康福祉課 学校教育課
連絡先	046-288-3861 046-288-1215
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●子育て世帯リフレッシュ事業：児童（1歳～2歳児）を一時的に預けることができる利用券（年6回）を発行 ●幼児教育・保育の無償化：月額最大42,000円。 ●保育所等副食費支援：月額上限4,700円 ●村立幼稚園・小学校・中学校の給食費を全額補助
主管課	子育て健康福祉課 学校教育課
連絡先	046-288-3861 046-288-1215
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●入学祝金：一人3万円。 ●通所費の補助：宮ヶ瀬地区から通所する児童を対象に通所に要するバス代を補助 ●高等学校等入学者学習用端末購入費補助：購入費の1/2。上限45,000円。 ●高校・大学等通学費補助事業：本厚木駅（最寄駅）までのバス定期券購入代の半額を補助 ●通学用自転車購入費補助：高校等への通学に使用する自転車の購入に対して上限2万円を補助
主管課	学校教育課
連絡先	046-288-1215

事業種別	清川村
○移住体験プログラム（お試し居住等）	●移住体験住宅：一定期間、移住体験住宅に移住して、村の伝統文化行事等への参加や村の各種施設を利用し、村での生活を体験できる機会を提供 体験期間3ヶ月以上1年以内 50,000円/月（光熱水費は自己負担）
主管課	村づくり観光課
連絡先	046－288－3864
○その他独自の取組	一般住宅、借上型住宅、子育て世代型住宅等の各種村営住宅の賃貸
主管課	村づくり観光課
連絡先	046－288－3864